

メンタル不調による休職者のための制度

厚生労働省の調査によると、メンタル不調により1ヵ月以上休職をした労働者の割合は全体の**0.4%**。思ったほど多くないと思った方もいらっしゃるかもしれませんが、その中には1ヵ月未満の休職者や通院しながら働いている労働者は含まれていません。仕事や職業生活に関することで強い不安や悩み、ストレスを抱えていると感じる労働者は約60%に上るといわれており、今後も企業経営のリスクの一つとしてしっかりと管理をしていきたいところです。

メンタル不調を未然に防ぐことがメンタルヘルスマネジメントの基本的な考え方ですが、万が一従業員がメンタル不調で休職をしてしまっても、丁寧な対応や適切な情報提供をすることでその後のトラブルを回避することが可能です。

今回は休職者が利用することができる制度として1.傷病手当金 2.自立支援医療（精神通院医療） 3.精神障害者保健福祉手帳 をご紹介いたします。

1. 傷病手当金

健康保険から支給される所得補償です。

1. 業務外の病気やケガで療養中であること。
2. 療養のために労務不能であること。
3. 連続して**4日以上**休んでいること。（公休日を含みます）
4. 給与の支払いがないこと。（一部支給された場合は調整が入ります）



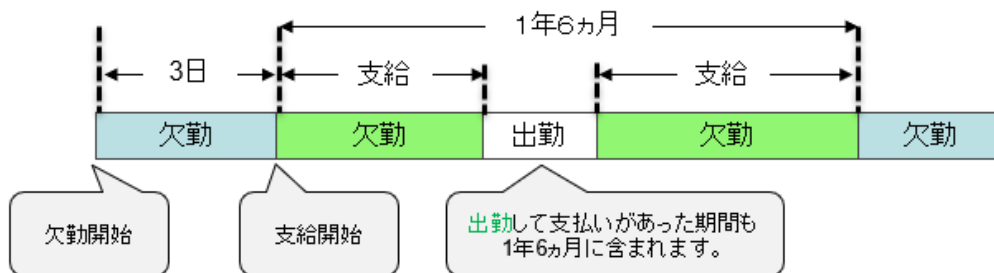
以上の条件を満たしている被保険者に支給されます。

【支給額と期間】

1ヶ月あたり **標準報酬月額**の**3分の2**の傷病手当金が支給されます。（※）

（※）1日当たりの金額：【支給開始日の以前12ヵ月間の各標準報酬月額を平均した額】÷30日×(2/3)

支給開始から**1年6ヵ月**（1年6ヵ月分の支給があるわけではありません。）



2. 自立支援医療（精神通院医療）

自立支援医療（精神通院医療）は、継続的に精神医療を受ける必要がある方のために通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度です。

【対象医療】

精神障害及び当該精神障害の治療に関連して生じた病態や当該精神障害の症状に起因して生じた病態に対する通院治療

【自己負担額】

対象医療を受ける際(病院での診療や薬剤)に、医療費負担が**1割**になります。(上限額あり。所得により上限額が異なります。)

【有効期間】

1年 (毎年更新が必要)。市町村によっては医師の診断書が必要となります。

【申請】

従業員が住んでいる市町村の担当窓口で所定の手続きを行います。申請後しばらくすると「自立支援医療受給者証」が交付されます。

3. 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は一定の精神障害の状態にあることを証明し、精神障害者の社会参加と自立の促進を図ることを目的として交付されます。

精神障害(統合失調症、気分障害など)によって長期にわたり日常生活や社会生活に制限を受けるような場合は、初診から6ヵ月以上経過していることを条件に対象者となることができます。

【受けられるサービス】

- ◇ 公共料金等の割引(NHK受信料の減免など)
- ◇ 税金の控除・減免(所得税、住民税の控除など)
- ◇ 手帳所持者を雇用した場合、障害者雇用率にカウントされます。

(※市町村で受けられる割引の内容が違うことがございますので、お近くの窓口でご確認ください。)

【有効期間】

2年 (更新が必要)。更新の際、医師の診断書が必要となります。

【申請】

従業員が住んでいる市町村の担当窓口で所定の手続きを行います。申請後しばらくすると「精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。

